

【社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所】

配信登録をいただきまして、誠にありがとうございます。
大槻事務所のメールマガジンをお送りいたします。

2012年4月号

*. ☆

【目次】

- ▼不定期連載 所長 寺田晃のひとり言
- ▼大槻事務所だより 4月号
- ▼合格体験記（社労士試験合格への道） 社会保険労務士 土井 裕介
（社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 職員）
- ▼4月無料セミナーのご案内

- ▼不定期連載コラム 所長 寺田晃のひとり言

パワハラが定義づけられたが

「こんな単純作業ができないのは、バカかまぬけどぞ」、「今日中にこの仕事を終わらせないと家に帰さないぞ」と上司が部下に言えば『パワハラ』？

この度、厚生労働省が『パワハラ』について、具体例を示した。それによると、①身体的な攻撃、②精神的な攻撃、③人間関係からの切り離し、④過大な要求、⑤過少な要求、⑥個の侵害の6つが挙げられている。

冒頭の2つは、②の精神的な攻撃に該当しそうだ。

②の精神的な攻撃については、脅迫、侮辱、ひどい暴言と定義されているが、まさに前者は侮辱やひどい暴言とも言えるし、後者は脅迫であるともとれる。

良かれと思って励ましのつもりで言った言葉が、パワハラとなるといった具合だが、いわゆる上司と部下の人間的な信頼関係があるかないかで左右されそうだ。例えば、日頃から私を憎々しく思っている部下に、叱咤激励のつもりで過激な言葉で指導したら「パワハラだ！！」と言われ、私に奈落の苦しみを味わわせることも……。これは、セクハラでも同じことである。例えば、日頃からステキだと思っている上司から「食事でも行こうか、つき合えよ」と言われればラッキーでも、大嫌いな上司なら即セクハラと噂になりそうだ。

力関係を背景に人格や尊厳を傷つけることは、人生のほとんどを過ごす職場の環境を悪化させ、ストレスのもとになり雇用不安にもなりかねない。これを防止させようとする厚生労働省の動きは賛成なのだが、具体例を示したことで、ちょっとした事で「今のは精神的な攻撃ですよ」と咎められる光景が目立つ。

双方にとっては、ちょうどいい環境のところ居心地が良いのだが……。

『パワハラ』が生まれる背景には、長時間労働やサービス残業、正規雇用と非正規雇用、競争によってイライラする上司と疲れ切った部下、コミュニケーション不足といった職場環境がそこにはあり、まさに一触即発のムードが漂っているのだ。

こんな状況を放置してはパワハラは芽は摘めない。また、パワハラになりそうだからと余計な事を一切言われなくなったら、職場の活力も失われ、従業員の能力も育たなくなり、その結果会社の生産性も落ちることになるだろう。

この度の『パワハラ』の定義づけを切っ掛けに、例えば、「おはようございます㊦」、「お疲れさまです㊦」と元気で爽やかな挨拶ができているかなど、今一度自分の会社の職場環境がどういう状態なのか、その辺りを確かめておく必要があるようだ。

因みに、私は幸いにも「パワハラだ」とか、「セクハラだ」と言われたことがないことを申し添えておく。大槻事務所の職場環境は良いムードだ。

所長 寺田 晃

▼大槻事務所だより

4月号の特集は「職場意識改善助成金」と「賃金？報酬？ 労働社会保険法上の取り扱い」です。

▼合格体験記（社労士試験合格への道）

大槻事務所に入所して5年目の土井 裕介です。

2010年に社会保険労務士登録をして、今年で2年目を迎えます。私が、社会保険労務士試験を初めて受験したのは2006年です。4度の試験に失敗し、5度目の挑戦にて、ようやく合格することができました。合格発表日に試験センターのサイトで、自分の受験番号を見つけた時の喜びは、今でも忘れられません。

この合格体験記では、私の試験対策や直前期の過ごし方、模擬試験や、本試験当日の様子など失敗談を中心に、これから数回に渡ってお伝えしていきます。人より多い受験回数から蓄積された豊富な経験を綴ることで、初学者の方や、これから受験を考えている方に、少しでも参考になれば嬉しく思います。

第一章 ～「社労士」との出会い～

2002年に大学卒業後、電気工事業者へ照明器具や電線を販売する会社に就職し、営業部に配属されました。営業といってもかなりの肉体労働で、お客様から注文いただければ、ヘルメット、安全帯を着用して、一把10キロ以上ある電線でも営業が現場（建設中のマンションの屋上）まで運びます。当然、建設中のマンションですのでエレベーターなどあるわけがなく、足場の悪い階段をひたすら上がってお届けしました。またある時は、長さ5.5メートルの金属製のポールを数百メートル担いで運ぶことも……。体力には自信があり、営業の仕事にもやりがいを感じていましたが、なんとなく大学に進学して、なんとなく就職してなんとなく進んだ道にどこか疑問を感じていました。仕事を始めて3年がたった頃、突然、何か新し

いことに挑戦しようと、思いきって退職を決意しました。社会保険労務士（社労士）を知ったのはちょうどそのころです。

退職後、ハローワークから勧められて受けた職業訓練に、社労士から学ぶ社会保険の基礎の時間があったのですが、簿記やオフィスソフトの演習など様々なカリキュラムが組み立てられている中で、社労士の講義が一番身近に感じ、その仕事について興味がわいてきました。職業訓練校が某資格学校だった事もあり、幅広い試験範囲や低い合格率、難易度をすぐ知ることになったのですが、カリキュラム終了後、働いていない今ならいける！と一発合格を目指すことにしたのです。

試験まで8ヶ月。無職で勉強時間も取り放題。一発合格も余裕と自信满满だったのですが、ここから長い長い受験生活が始まることになったのです。

時間をかけてもダメだった理由（わけ）って・・・。

今回は、これだけはやっちゃいけないダメな勉強方法をご紹介します。

つづく

社会保険労務士 土井 裕介

▼4月無料セミナーのご案内

次回開催が決まりました！

テーマ：労務管理セミナー

労働基準法の基礎から労働行政及び社会保険行政の調査等の実態 まで

日時：2012年4月26日（木） 13：30～15：30

場所：大槻事務所（友泉銀座ビル 8F）

定員：先着 30名

講師：特定社会保険労務士 寺田 晃

内容：「過重労働」「健康障害」「未払い賃金問題」「使用者責任」… 経営者として、人事担当者として、どこに気をつければいいのでしょうか。

労働時間とは？休憩・休日とは？休暇とは？ **労働基準法の基本的な考え方から労働基準監督官が行う臨検（立ち入り調査）の実態など、労務管理をとりまく環境は今どうなっているのか、ポイントを押さえて、わかりやすくお話しさせていただきます。**

※セミナー終了後、ご希望の方には個別に無料労働相談を予定しております（30分程度を予定）お申込み順となります。相談開始時間は未定となりますことをご了承ください。顧問先事業所様はこれに限りません。担当までいつでもご連絡ください。

★無料セミナーのお申し込みは、こちらになります。

<http://www.otuki.org/index.php?act=seminar3>

◆メールマガジンの停止または配信先の変更については下記の URL にてお手続きをお願いいたします。

<http://www.otuki.org/index.php?act=mailmaga>



◆編集後記

顧問先で大変お世話になったご担当者様が退職されるとのこと。送別会へのお誘いをいただき、突然のことで驚きながらも先日出席してまいりました。出席された方々の温かいスピーチを聞きながら、退職されるご担当者様のお人柄はもちろんですが、あわせて、その会社様の「良いムード」も非常に感じる会でした。

仕事の締切りに焦り昼になっても席を立たない私に、今日同僚が昼食を買ってきてくれました。袋を開けると私の大好きな卵サンドが入っていました。大槻事務所の職場環境は良いムードだ。

編集・発行： 社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 加藤 悦子

問い合わせ： info@otuki.org

Web サイト： <http://www.otuki.org/>